

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○不正競争防止法施行令(平成十三年政令第三百八十八号) (第一条関係)	1
○商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号) (第二条関係)	2
○商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号) (第三条関係)	4
○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号) (第四条関係)	5
○関税法施行令(昭和三十九年政令第五百十号) (第五条関係)	7

改正案	現行
<p>（技術上の秘密の内容）</p> <p>第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）<u>第五条の二第一項の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p>（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為）</p> <p>第二条 法第五条の二第一項の政令で定める行為は、<u>法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）</u>を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。</p>	<p>（技術上の秘密の内容）</p> <p>第一条 不正競争防止法（以下「法」という。）<u>第五条の二の政令で定める情報は、情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p>（技術上の秘密を使用したことが明らかな行為）</p> <p>第二条 法第五条の二の政令で定める行為は、<u>法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを含む。）に係るものに限る。）</u>を使用して評価し、又は分析する役務の提供とする。</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める要件）</p> <p>第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。</p> <p>二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。</p> <p>（政令で定める特徴）</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>（商標登録の査定の間）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の二第五項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合）であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審</p>	<p>（新設）</p> <p>（政令で定める特徴）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（商標登録の査定の間）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合）であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審</p>

査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日) から一年六月とする。

(政令で定める電磁的方法)

第七条 商標法第六十八条の二第五項の政令で定める電磁的方法は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法とする。

第八条 (特許法施行令の準用)  
(略)

査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日) から一年六月とする。

(新設)

第七条 (特許法施行令の準用)  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（更正）</p> <p>第九条の五 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項（同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。）の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同条第五項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。</p>	<p>（更正）</p> <p>第九条の五 特許庁長官は、第一条第二項の規定により登録すべき事項（同条第一項に規定する事項を除く。以下この条において「国際登録事項」という。）の登録を完了した後、その登録の基礎とした商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録について同法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から国際登録簿に登録された事項に係る更正の通報で経済産業省令で定めるものがあつたときは、遅滞なく、当該国際登録事項を更正しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（出願審査の請求の手数料の減免の件数の制限を受けない者）</p> <p>第一条の五 特許法第九十五条の二ただし書の政令で定める者は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>2 特許法第九十五条の二の二ただし書の政令で定める者は、特許法施行令第十条第三号から第六号までのいずれかに該当する者とする。</p> <p>（出願審査の請求の手数料の減免の件数の限度）</p> <p>第一条の六 特許法第九十五条の二ただし書の政令で定める件数は、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次項において同じ。）において、基準件数（同法第九十五条の二第二項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう。次項において同じ。）から、当該年度において同法第九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とする。</p> <p>2 特許法第九十五条の二の二ただし書の政令で定める件数は、各年度において、基準件数から、当該年度において同法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(電磁的方法による商標に係る国際登録出願の手数料)

第三条の二 商標法第六十八条の二第五項の政令で定める額は、一件につき九千円とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)  
第三条の三 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

2・3 (略)	四〇十一 (略)	一・二 (略)	納付しなければならない者	金額
		三 商標法第六十八条の二(第五項を除く。)の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円	

(新設)

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)  
第三条の二 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

2・3 (略)	四〇十一 (略)	一・二 (略)	納付しなければならない者	金額
		三 商標法第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円	

改 正 案	現 行
<p>（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續）</p> <p>第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第八号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。</p>	<p>（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續）</p> <p>第六十二条の十 法第六十九条の七第一項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。</p>

一〇四 (略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)  
第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第八号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。)を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならぬ。

一〇四 (略)

一〇四 (略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)  
第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。)を組成したものと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならぬ。

一〇四 (略)